

令和8年度建設業労働災害防止推進月間を迎えるに当たって

～ 主唱者メッセージ ～

建設業に携わる関係者の皆様には、社会資本の担い手や地域の守り手として、安全第一で日々の業務に御精励いただいていることに敬意を表します。

さて、本月間は、平成8年度から9月の1か月間を「人命尊重」という崇高な基本理念の下、関係各位の御理解と御協力を得て、県下全域で取組を展開しています。

建設業における労働災害は長期的には減少しており、令和7年は6年ぶりに死亡災害ゼロを達成するとともに、休業4日以上之死傷者数も2年連続で「過去最少」となりました。

しかしながら、作業者の高年齢化、建設技能労働者や若手入職者の減少など、建設業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、そのような状況下においても、労働災害の無い安全・安心な職場環境を作り続けることが重要です。

建設業労働災害防止協会群馬県支部では、群馬県建設業協会と連携して、安全ポスター「労働災害対策、待ったなし！」の継続作成や現場パトロール、研修会の開催など会員の安全意識高揚に取り組んでおりますが、業界を挙げて、ゼロ災害、ゼロ疾病という究極の目標に向かって邁進する必要があります。

労働災害を防止するためには、事業者及び建設現場で働く仲間が安全意識を高め、危険を危険と感ずることを理解し、安全基準や作業手順などの基本的なルールを守り、一丸となって安全衛生活動に取り組むことが不可欠です。

つきましては、本月間を契機に安全衛生管理の重要性を再認識していただき、月間中は、死亡・重大災害ゼロを期すことを最優先に、より一層の安全衛生活動を展開していただきますよう、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

厚生労働省 群馬労働局長 **上野 康博**

建設業労働災害防止協会 群馬県支部長 **青柳 剛**

令和8年度建設業労働災害防止推進月間実施要綱

1 趣 旨

建設業における労働災害の防止については、関係各位が不断の安全衛生活動を展開し、安全衛生管理の徹底、安全意識の高揚を図るなど、災害ゼロを目指して努力しているところです。

しかしながら、群馬県内の建設業における労働災害発生状況は、減少してはいるものの年間200件以上の休業災害が発生するとともに、死亡災害も発生しています。

このような状況を踏まえ、従来から実施している安全衛生対策を更に効果的なものとするため、またデジタル技術の導入などによる安全衛生管理の一層の向上を図るため、労働災害防止推進月間を定め群馬県下一斉に諸行事を展開し、建設業における労働災害の撲滅を図り、ひいては死亡災害を絶滅させることとします。

2 期 間 令和8年9月1日から9月30日まで

3 主唱者 群馬労働局、建設業労働災害防止協会 群馬県支部

4 実施者 各事業場（建設工事現場）

5 主唱者の実施事項

- (1) 「建設業労働災害防止推進月間」の周知
- (2) 建設業における総合的労働災害防止対策の推進
- (3) 元方事業者による建設現場安全管理指針の普及促進
- (4) 労働災害防止大会の開催、安全表彰の実施
- (5) リスクアセスメントの導入促進
- (6) 建設業労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進
- (7) 建設工事現場安全パトロールの実施
- (8) 改正安衛則（足場関係）、改正「手すり先行工法に関するガイドライン」の周知
- (9) 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の普及促進
- (10) 規格に適合した墜落制止用器具の安全な使用の啓発
- (11) メンタルヘルス及び過重労働による健康障害防止対策の推進
- (12) 「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知
- (13) 化学物質による健康障害防止対策の周知啓発
- (14) 事業場の実施事項についての指導援助

6 事業場の実施事項

- (1) 「建設業労働災害防止推進月間」の周知
- (2) 建設工事現場安全パトロールの実施
- (3) 工事現場における安全衛生自主点検の実施
- (4) リスクアセスメントの実施

- (5) 安全施工サイクル活動の実施
- (6) 基本的な労働災害防止対策等の徹底
 - ア 重機足場の確保・転倒防止
 - イ 重機移動、旋回時の安全確保
 - ウ 脚立からの転落・落下災害に注意
 - エ 墜落制止用器具の使用前点検と完全着用
 - オ 積荷飛散対策の徹底
 - カ 仮囲い等、仮設機材の点検
 - キ 第三者災害の防止
 - ク 5 S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）の点検
 - ケ 近隣住民への挨拶徹底
 - コ 通勤時の安全運転励行
- (7) 作業者の安全意識の高揚
 - ア 「安全確認再確認運動：いそがない・あせらない・おこたらない」の実施
 - イ ヒヤリ・ハット事例、災害事例の分析、検討
 - ウ 危険予知活動の実施
 - エ 安全改善提案制度の導入
 - オ 優良労働者・職長の顕彰の実施
 - カ 安全衛生教育の実施
- (8) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
（「高年齢者の労働災害防止のための指針」の活用）
- (9) 交通労働災害（交通誘導時含む）防止活動の実施
- (10) 暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
- (11) 創意工夫による自主的な安全衛生活動の実施

7 公共工事発注機関の実施事項

- (1) 発注工事に係る災害防止のための指導
- (2) 建設工事現場安全パトロール等の実施
- (3) 現場監督員に対する安全衛生教育
- (4) 事業場の実施事項についての指導援助